

2026年4月9日

株式会社シンカ

カイクラ利用規約 新旧対照表

変更前	変更後
第1条（利用規約） 1. ～4. （略） （新設） （新設） 第2条（仕様） （略）	第1条（利用規約） 1. ～4. （略） 5. シンカが「カイクラ」の名称を付して提供するオプションサービス、周辺アプリケーション、及び対面録音サービス（以下、総称して「周辺サービス」といいます。なお、以下、第5条及び第6条を除いて、「本システム」に「周辺サービス」が含まれるものとします。）についても、特段の定めがない限り、本利用規約が適用されるものとします。但し、かかる周辺サービスについて、個別の利用規約その他の特段の定め（以下「個別利用規約等」といいます。）がある場合において、個別利用規約等の内容と本利用規約の内容が異なる場合、個別利用規約等の内容を優先するものとします。 6. 周辺サービスの仕様及び提供条件の詳細は、シンカが別途定める説明等によるものとします。 第2条（仕様） （略）

第3条（利用契約の成立）

（略）

第4条（利用目的）

（略）

第5条（料金の支払）

1. お客様は、本システムの初期費用及び月額費用をシンカに支払うものとします。初期費用及び月額費用の金額、支払方法は所定の申込書及び確認書にて定めるものとします。

2. 初期費用は、媒体機器等が実際に設置された月をもって発生するものとし、月額費用は、本システムの利用が開始可能となった日の属する月から課金開始とします。なお、当該月の課金額は本システムの利用が可能となった日の翌日を起算として日割り計算いたします。**お客様が料金の支払方法として口座振替又はクレジットカード支払を選択され、本条に規定する料金の支払を怠った場合には、シンカが直接お客様に対して初期費用又は月額費用の請求を行う場合があります。**

（新設）

第3条（利用契約の成立）

（略）

第4条（利用目的）

（略）

第5条（料金の支払）

1. お客様は、本システムの初期費用及び月額費用をシンカに支払うものとします。初期費用及び月額費用の金額、支払方法は所定の申込書及び確認書にて定めるものとします。

2. 初期費用は、媒体機器等が実際に設置された月をもって発生するものとし、**本システムの**月額費用は、本システムの利用が開始可能となった日の属する月から課金開始とします。なお、当該月の課金額は本システムの利用が可能となった日の翌日を起算日として日割り計算いたします。

3. 周辺サービスの月額費用は、周辺サービスの利用が開始可能となった日の属する月から課金開始とします。なお、周辺サービスの利用が開始可能となった日とは、シンカがお客様に対し本システム上への表示、電子メール、又はその他シンカが適当と判断する方法により、周辺サービスの利用が開始可能となった旨お客様に通知した日（以下

(新設) 第 6 条 (有効期間) 1. ～3. (略) (新設) 第 7 条 (お客様による解約) (略)	「開通通知日」といいます。)の五営業日後又は開通通知日後お客様からの利用が可能になった旨の通知等をシンカが受領した日のいずれか早い日とします。また、同一の契約により複数ライセンス（申込書等に定める単位）を申し込んだ場合、シンカがいずれかのライセンスについて開通通知を行ったことをもって、当該契約に係る全てのライセンスについて利用料金が発生するものとします。なお、当該月の課金額は、周辺サービスの利用が可能となった日の翌日を起算日として日割り計算いたします。 4. お客様が料金の支払方法として口座振替又はクレジットカード支払を選択され、本条に規定する料金の支払を怠った場合には、シンカが直接お客様に対して初期費用又は月額費用の請求を行う場合があります。 第 6 条 (有効期間) 1. ～3. (略) 4. 周辺サービスに関する利用契約の有効期間は、別途定めるものとします。なお、本システムに関する利用契約が終了した場合、周辺サービスに関する利用契約も終了するものとします。 第 7 条 (お客様による解約) (略)
---	--

第 8 条（違約金）

（略）

第 9 条（延滞利息）

（略）

第 10 条（設置工事等）

1. 本システムの提供にあたり、媒体機器等の設置が必要な場合、本システムのインストール方法は、下記の方法によるものとします。

①シンカによるインストール

お客様は、シンカが別途指定した媒体機器等をシンカ からレンタルし、シンカは本件システムを当該媒体機器等にインストールしてお客様に提供します。

2. ～3.

（略）

第 11 条（媒体機器）

（略）

第 12 条（権利の帰属）

（略）

第 8 条（違約金）

（略）

第 9 条（延滞利息）

（略）

第 10 条（設置工事等）

1. 本システムの提供にあたり、媒体機器等の設置が必要な場合、本システムのインストール方法は、下記の方法によるものとします。

①シンカによるインストール

お客様は、シンカが別途指定した媒体機器等をシンカ からレンタルし、シンカは本システムを当該媒体機器等にインストールしてお客様に提供します。

2. ～3.

（略）

第 11 条（媒体機器）

（略）

第 12 条（権利の帰属）

（略）

第 13 条（保守サービス）

（略）

第 14 条（ID、パスワードの管理）

1. お客様は自己の責任において本件システムの ID 及びパスワード（以下「パスワード等」といいます。）を管理、保管するものとし、これを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。

2. ～3.

（略）

第 15 条（禁止事項）

（略）

第 16 条（責任の制限等）

（略）

第 17 条（損害賠償）

（略）

第 18 条（本システムの提供の中断又は終了）

（略）

第 13 条（保守サービス）

（略）

第 14 条（ID、パスワードの管理）

1. お客様は自己の責任において本システムの ID 及びパスワード（以下「パスワード等」といいます。）を管理、保管するものとし、これを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。

2. ～3.

（略）

第 15 条（禁止事項）

（略）

第 16 条（責任の制限等）

（略）

第 17 条（損害賠償）

（略）

第 18 条（本システムの提供の中断又は終了）

（略）

第 19 条（シンカによる解約）
（略）

第 20 条（輸出）
（略）

第 21 条（個人情報の取り扱い）
（略）

第 22 条（名称及びロゴの使用許諾）
（略）

第 23 条（秘密保持）
（略）

第 24 条（分離可能性）
（略）

第 25 条（存続規定）
（略）

第 19 条（シンカによる解約）
（略）

第 20 条（輸出）
（略）

第 21 条（個人情報の取り扱い）
（略）

第 22 条（名称及びロゴの使用許諾）
（略）

第 23 条（秘密保持）
（略）

第 24 条（分離可能性）
（略）

第 25 条（存続規定）
（略）

第 26 条（利用契約終了後の措置等） （略） 第 27 条（本利用規約の譲渡等） （略） 第 28 条（規定外事項） （略） 第 29 条（裁判管轄及び準拠法） （略） 附則 2020 年 6 月 29 日施行 2022 年 5 月 1 日一部改定 2024 年 3 月 1 日一部改定	第 26 条（利用契約終了後の措置等） （略） 第 27 条（本利用規約の譲渡等） （略） 第 28 条（規定外事項） （略） 第 29 条（裁判管轄及び準拠法） （略） 附則 2020 年 6 月 29 日施行 2022 年 5 月 1 日一部改定 2024 年 3 月 1 日一部改定 2026 年 4 月 9 日一部改訂
--	--